

別表 用途分類表

(1) A分類

分類	用途	区分コード
A	図書館その他これに類するもの	8140
	博物館その他これに類するもの	8150
	神社、寺院、教会その他これに類するもの	8160
	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの	8170
	助産所	8190
	児童福祉施設等(前3項に掲げるものを除く。)	8210
	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	8230
	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	8240
	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	8250
	病院	8260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバツ ティング練習場	8370
	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	8380
	ホテル又は旅館	8400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	8480
	劇場、映画館又は演芸場	8530
	観覧場	8540
	公会堂又は集会場	8550
	展示場	8560
	ダンスホール	8590
	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリッ プ劇 場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇 心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに 類するもの	8600

(2) B分類

分類	用途	区分コード
B	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	8060
	幼稚園	8070
	小学校	8080
	義務教育学校	8082
	中学校又は高等学校	8090
	養護学校、盲学校又は聾学校	8100
	大学又は高等専門学校	8110
	専修学校	8120
	各種学校	8130
	幼保連携型認定こども園	8132
	保育所その他これらに類するもの	8180
	巡査派出所	8270
	公衆電話所	8280
	郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務(郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和24年法律第213号)第2条に規定する郵便窓口業務を含む。)の用に供する施設	8290
	地方公共団体の支庁又は支所	8300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	8330
	他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	8390
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	8438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)	8440
	飲食店(次項に掲げるものを除く。)	8450
	食堂又は喫茶店	8452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	8456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	8458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)	8460
	事務所	8470
	料理店	8570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	8580

(3)C分類

分類	用途	区分コード
C	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋	8310
	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	8320
	工場(自動車修理工場を除く。)	8340
	自動車修理工場	8350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	8360
	自動車教習所	8410
	畜舎	8420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	8430
	自動車車庫	8490
	盾転車駐輪場	8500
	倉庫業を営む倉庫	8510
	倉庫業を営まない倉庫	8520
	卸売市場	8610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	8620

※その他(8990)はご相談ください。